

東京都立高等学校通信制課程入学者選抜実施要綱

令和9年度の東京都立高等学校通信制課程の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき、この東京都立高等学校通信制課程入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱の対象となる通信制課程を設置する都立高等学校（以下「都立高校」という。）は、一橋高校、新宿山吹高校及び砂川高校である。

第 1 通信制課程における選抜（前期選抜）

第1-1 前期選抜日程

事 項	日	時
出 願	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、各都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和8年12月18日（金）から令和9年2月 4日（木）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕 令和9年1月29日（金）から2月 4日（木）まで（必着） ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立高校へ提出する期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。	
検 査	令和9年2月22日（月）	集合 午前9時
合 格 者 の 発 表	令和9年3月 1日（月）	午前8時30分（インターネット上の合否照会サイト（以下「合否照会サイト」という。）上で発表） 午前9時30分（校内掲示）
合格者の入学手続	令和9年3月 1日（月） 3月 2日（火）	午前9時30分～午後3時30分 午前9時 ～ 正午

（注1） 前期選抜は、1校に限り出願することができる。

（注2） 前期選抜は、第1学年相当のみとし、高等学校等中途退学者については、高等学校等における単位を取得していない者、又は高等学校等における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以下で、かつ、修得単位を引き継がない者に限り出願することができる。

第1-2 募集人員

「令和9年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第1-3 応募資格

東京都立高等学校通信制課程に志願することのできる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者で、平成24年4月1日以前に出生した者とする。ただし、通信制課程の前期選抜においては、入学願書受付までに終了する都立高校の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜、在京外国人生徒等対象の選抜（竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校）及び国際バカロレアコースの選抜における合格者、第一次募集・分割前期募集の選抜、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒等対象の選抜（国際高校）、東京都立大学法人東京都立産業技術高等専門学校の選抜に出願する者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）並びに都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者の応募は認めない。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 令和9年3月に中学校を卒業する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条に規定する次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者

(ア) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(イ) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ロ) 文部科学大臣の指定した者

(エ) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(オ) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

エ 日本国内において、外国人学校の教育により、日本の9年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの外国籍を有する者

オ 令和9年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は同条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 都内に住所又は勤務先を有し、入学後も引き続き都内に住所又は勤務先を有することが確実な者

イ 入学日までに都内に住所又は勤務先を有することが確実で、入学後も引き続き都内に住所又は勤務先を有することが確実な者

(3) 当該都立高校が実施する面接指導（スクーリング）に対応（出席）可能な者

第1-4 出願手続

第1-4-1 中学校、義務教育学校、特別支援学校及び中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長の手続

都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。ただし、同項(2)ウを準用する場合において、成績一覧表は志願する都立高校の通信制課程に1部提出する。

なお、一度提出した成績一覧表は返却しない。

第1-4-2 志願者の手続

第1-4-2-1 出願に要する書類等

(1) 別表2-3 都立高等学校入学者選抜出願書類一覧（学力検査に基づく選抜・通信制）（100ページ）のとおり。

(2) インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行うことができない場合は、各学校所定の入学願書により出願することとする。

(3) **入学考査料は950円**とする（出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）。

第1-4-2-2 提出方法

都立高校の実施要綱第2-5-2-2を準用する。

第1-4-3 受検票の交付

都立高校の実施要綱第2-5-3を準用する。

第1-5 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

＜新宿山吹高校＞

国語、数学及び外国語（英語）を総合して70分間で行う。

＜一橋高校及び砂川高校＞

国語、数学及び外国語（英語）を総合して60分間で行う。

(2) 集合時刻及び時間割

集合時刻及び時間割は、各都立高校が定める。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

第1-6 問題作成

都立高校の実施要綱第2-8(1)アからウ及び(4)に基づき、各都立高校が作成する。

第1-7 採点

都立高校の実施要綱第2-9を準用する。

第1-8 選考

選考の方法等については、別に定める。

第1-9 合格者の発表

都立高校の実施要綱第2-11を準用する。

第1-10 入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2-12を準用する。ただし、入学料は500円とする。

第 2 通信制課程における選抜（後期選抜）

第2-1 後期選抜日程

	出 願	学 力 検 査	合 格 者 の 発 表	入 学 手 続
一 橋	令和9年4月1日（木） 4月2日（金） 午前10時～午後3時	令和9年4月4日（日） ・第1学年相当 集合 午前9時 ・第2学年相当以上 集合 午前11時30分	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前8時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表） ・第2学年相当以上 午後0時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表）	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時 令和9年4月10日（土） 午前9時～正午
新 宿 山 吹	令和9年4月1日（木） 4月2日（金） 午前9時～午後3時	令和9年4月5日（月） ・第1学年相当 集合 午前8時40分 ・第2学年相当以上 集合 午前11時	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前8時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表） ・第2学年相当以上 午後0時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表）	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時 令和9年4月10日（土） 午前9時～正午
砂 川	令和9年4月1日（木） 4月2日（金） 午前9時～午後3時	令和9年4月6日（火） ・第1学年相当 集合 午前8時40分 ・第2学年相当以上 集合 午前10時40分	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前8時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表） ・第2学年相当以上 午後0時30分 （校内の掲示及び合否照会 サイト上で発表）	令和9年4月9日（金） ・第1学年相当 午前9時～正午 ・第2学年相当以上 午後1時～午後3時 令和9年4月10日（土） 午前9時～正午

（注1） 検査日の異なるそれぞれの都立高校に出願することができる。また、都立高校の定時制課程にも出願することができる。

（注2） 第2学年相当以上の募集は、転学・編入学募集として実施する。

第2-2 募集人員

「令和9年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第2-3 応募資格

東京都立高等学校通信制課程の後期選抜に志願することのできる者は、以下に該当する者とする。

(1) 第1学年相当

本実施要綱第1-3に定める応募資格を有する者、同資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校在籍中の者で、高等学校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以下の者

(2) 第2学年相当以上

本実施要綱第1-3に定める応募資格を有する高等学校等中途退学者又は高等学校在籍中の者で、在籍していた期間が1年以上、かつ、高等学校における修得単位数が当該都立高校で定める修得単位数以上の者

通信制課程の後期選抜においては、入学願書受付までに終了する都立高校の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜、第一次募集・分割前期募集の選抜、分割後期募集・第二次募集の選抜、海外帰国生徒対象の選抜、引揚生徒対象の選抜、在京外国人生徒等対象の選抜、国際バカロレアコースの選抜及び通信制課程の前期選抜における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者並びに東京都公立大学法人東京都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者の応募は認めない。

また、一人でも多くの生徒の都立高校への進学を保障する趣旨から、既に国私立高校に入学手続を終えている生徒については、以後の募集への出願を遠慮すること。

第2-4 出願手続

(1) 志願者は、出願期間中に当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が別に定める書類（入学願書等）を提出する（都立高等学校入学者選抜出願書類一覧（学力検査に基づく選抜・通信制）（別表2-3を参照））。

なお、調査書は、生徒指導要録に記載された中学校第3学年の成績等に基づき作成する。

(2) **入学者査料950円**は、所定の納付書により、納付書に記載の納付場所で納付する。ただし、営業時間終了等で金融機関等に納付できない場合は、入学願書提出の際に志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

なお、第二次募集については、出願時に志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

(3) 郵送による出願は受け付けない。ただし、島しょに在住する者が出願する場合は、入学願書提出期限までに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法で到着したものに限り受け付ける。

なお、郵送により出願する場合は、入学願書等提出書類に、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返送時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の郵券を貼り付けたもの）を同封すること。

第2-5 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

＜新宿山吹高校＞

ア 第1学年相当

国語、数学及び外国語（英語）を総合して70分間で行う。

イ 第2学年相当以上

現代の国語及び言語文化、数学Ⅰ及び外国語（英語コミュニケーションⅠ）程度の内容とし、総合して70分間で行う。

＜一橋高校及び砂川高校＞

ア 第1学年相当

国語、数学及び外国語（英語）を総合して60分間で行う。

イ 第2学年相当以上

現代の国語及び言語文化、数学Ⅰ及び外国語（英語コミュニケーションⅠ）程度の内容とし、総合して60分間で行う。

(2) 集合時刻及び時間割

集合時刻及び時間割は、各都立高校が定める。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

第2－6 問題作成

(1) 第1学年相当の学力検査の問題作成

本実施要綱第1－6を準用する。

(2) 第2学年相当以上の学力検査の問題作成

ア 出題の基本方針

(ｱ) 高等学校の教育課程に基づく学習の成果としての学力を検査することを基本とし、出題の範囲は高等学校学習指導要領により、標準授業時数で学習する範囲とする。

(ｲ) 出題の内容は、各教科とも高等学校学習指導要領に示されている教科の目標に照らして基本的な事項を選ぶとともに、一部の領域に偏ることのないようにする。

(ｳ) 単なる知識だけの検査に偏らないようにし、思考力、判断力、表現力などもみることができるようになる。

イ 検査問題は、各都立高校が作成する。

第2－7 採点

本実施要綱第1－7を準用する。

第2－8 選考

選考の方法等については、別に定める。

第2－9 合格者の発表

本実施要綱第1－9を準用する。

第2－10 入学手続（入学確約書の提出）

本実施要綱第1－10を準用する。

第2－11 第二次募集

当該都立高校長が別に定める。

第 3 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示等

都立高校の実施要綱第5を準用する。この場合において、「第一次募集」とあるのは「通信制課程の前期選抜」と読み替えるものとする。

第 4 その他

- 1 通信制課程の後期選抜において、複数の都立高校に合格した者は、合格した通信制課程の都立高校のうち1校に限り、入学手続をすることができる。
- 2 通信制課程に合格し、入学手続をした者は、他の都立高校の入学手続をすることができない。
- 3 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める学力検査の成績により行う。
- 4 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 5 通信制課程の選抜については、追検査を実施しない。
- 6 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。